

第2章 兵庫県における主要な取り組みの概要

第1節 社会の構成員すべての参画と協働の推進

環境に適合した社会の形成を進めるためには、県民、事業者、行政を問わず、すべての行動主体が、自らの行動を環境に配慮したものに改め、さらにお互いが連帯・協力のもとに取り組むことが大切であり、社会の構成員すべての参画と協働による取り組みを推進するための施策を開いているところである。

第1 協力・連携による取り組みの推進

「兵庫県環境基本計画」を地域から推進するため、県内6地域の住民、学識経験者、事業者、行政等で構成する委員会が設置され、それぞれの地域特性に応じた具体的な行動計画である「さわやかな環境づくり地域行動計画」が平成10年3月に策定されたところであり、平成10年度には各地域に推進会議が設置され、計画の推進が図られている。県では、この計画に基づく環境保全、創造活動をはじめとした地域のシンボル的な活動の実施について、財ひょうご環境創造協会とも連携し支援していくこととしている。

財ひょうご環境創造協会においては、環境アドバイザー制度の実施、県民・事業者の自主的な環境配慮や環境管理のための支援事業、情報提供等を実施するとともに、こうした活動を支援するための拠点として、平成9年8月にひょうご環境交流センター「ひょうごエコプラザ」を開設している。

また、平成3年から県連合婦人会、県消費者団体連絡協議会、神戸市消費者協会が中心となって進めている「環境にやさしい買物運動」は、身近な家庭用品の商品評価を行うとともに、その購入を呼びかけるなどグリーン購入に係る先進的な取り組みとして展開されている。

(注釈 グリーン購入：製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること)

第2 各主体の自主的な取り組みの推進

県内の事業主体として大きな位置を占めている県として、率先してその事業活動を環境に配慮したものにするため、具体的目標を定めた「環境率先行動計画（ひょうご・エコアクション・プログラム）」を策定し、事務事業活動による環境負荷低減の取り組みを積極的かつ計画的に推進している。この計画では、温暖化防止に向けたCO₂等の削減をはじめ廃棄物の減量化、水使用量の節減、グリーン

調達について具体的な数値目標を定め、取り組みを進めている。

さらに、環境率先行動計画の確実な推進を図るとともに、県の活動が環境に配慮したシステムのもとに行われているとの客観的評価を得るために、本庁舎において環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を平成12年10月に取得しており、現在その適正な運用を図っている。

また、事業者の自主的な環境管理の促進を図るため、セミナー等の開催により、ISO14001の認証取得や環境省が提唱する「環境活動評価プログラム」の普及を進めている。

第3 環境学習・教育の推進

「地球と共生・ひょうごの集い」の開催等環境月間における啓発行事の実施、エコフェスティバルの開催による環境保全思想の普及、省資源・省エネルギー運動県民大会の開催等による省資源・省エネルギー運動等を引き続き推進している。また、環境学習・教育の推進の指針となる環境学習プログラムを平成10年度に作成し、市町担当者に対して説明・研修会を実施しているほか、平成11年度からは、グループ等で環境学習を行う場合の借り上げバス代を助成する「エコツーリズムバス」の運行支援や小中学生を対象にした「こども環境通信員」及び「こども環境会議」の実施等、全県的な環境学習・教育の推進を図っている。

また、平成13年8月には、アジア太平洋地域の子どもたちが地球の未来について考える国際会議「第3回こどもエコクラブアジア太平洋会議」を開催した。

このほか、自然観察会等自然を大切にする意識啓発を行い希少野生動物等の自然環境情報を県へ提供するナチュラルウォッチャーの登録・育成等による自然保护活動の推進により、県民の環境保全意識の高揚を図ることとしている。

第4 情報の収集、提供と公開

環境に関する情報を、総合的・体系的に収集・管理し、さまざまなニーズに対応して正確かつ適切に提供するため、平成5年度から平成8年度にかけて「環境情報総合システム」を整備し、インターネット等を利用した県民への情報提供を行うとともに、関係機関等との情報の共有化を推進している。また、平成10年度以降、最新技術を導入した効率化・情報の質の向上を目指し、システムの各機能の更新を実施している。

第5 経済的手法の活用

県内中小企業者の産業公害等を防止するために必要な資金を、長期かつ低利に融資する公害除去施設等設置資金金融資制度の貸付金の貸付対象を拡充し、平成11年度からは省エネ又は環境調和型新エネ施設・設備の設置資金を対象に加え、名称を地球環境保全資金金融資制度と改めた。

また、公害緩衝緑地建設費元利補給や最新規制適合車購入資金貸付及び利子補給をはじめ、緑化基金、ひょうご環境創造協会の環境創造基金等の運用による支援を引き続きしていく。

第6 環境影響評価の推進

環境影響評価の実施にあたって、住民が意見を述べる機会を増やすとともに、対象となる事業の範囲を広げる等、環境影響評価制度をより実効性と透明性を備えたものとするため「環境影響評価に関する条例」を平成10年1月から施行している。また、平成11年6月から「環境影響評価法」が施行されている。これらの法及び条例に基づき、各種開発整備事業の実施に係る環境の保全と創造についての適正な配慮を促進していく。

第2節 循環を基調とする地域環境への負荷の低減

循環型社会の構築を進めるには、環境への負荷が自然の復元力を越えることがないようにしていくことが必要である。兵庫県では、事業活動や日常生活から生じる汚染物質や廃棄物の発生を減少させるとともに、発生した汚染物質や廃棄物を適正処理し大気環境、水環境、地盤環境等への負荷の低減を図っていくための事業を推進しているところである。

第1 大気環境の保全

近年、過去に規制対象となっていた多くの大気汚染物質が、わが国の大気中から検出されており、長期的・継続的に暴露されることによる健康影響の懸念があることから、ベンゼン等の大気環境基準が設定されている。また、平成13年4月には新たにジクロロメタンに係る環境基準が告示された。

県においても、これら有害大気汚染物質による健康被害を未然に防止するため、大気環境モニタリングを実施するとともに、工場等における排出状況等の実態調査及び排出抑制への指導を実施しているところである。

また、本県の「環境の保全と創造に関する条例」では、全国に先駆けて自動車の不必要的アイドリング行為の禁止規定を設けるとともに、アイドリング・ストップ運動を県民

運動として展開しているところである。

また、自動車から排出される窒素酸化物による大気汚染の改善を図るため、「低公害車（電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド車等）」及び「低排出ガス車（「LEV-6」）」の普及を図っているが、低公害車については、公用車への率先導入を推進するとともに、民間事業者等が行う低公害車の導入に対しその経費の一部を補助している。

低排出ガス車については、京阪神六府県市で組織する「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」において、窒素酸化物の排出量が国の規制基準の25%～75%程度の自動車を低排出ガス車として指定し、その普及を促進している。

第2 水環境及び地盤環境の保全

公共用水域の水質汚濁の主な原因である生活排水対策としては、県の財政的、技術的支援のもと、公共下水道、農（漁）業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の整備を推進することにより、2004年に処理率を99%まで高めるべく「生活排水99%大作戦」を積極的に展開している。平成12年度末の処理率は、全国3位の90%にまで達している。

また、河川流域における水質、水生生物、水辺地等の水環境の保全と創造のため「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、流域水環境保全創造指針を策定し、それぞれの流域特性に応じた良好な水環境の保全と快適な水辺空間の創造を目指し、取り組みを進めている。

このほか、地盤環境保全対策としては、改正された水質汚濁防止法に基づき、平成9年度から県内で既に地下水汚染が判明している地区について、土壤ガス調査等による原因究明を行ってきており、引き続き原因者の特定に努めるとともに、順次その結果に基づいて、原因者に対する適切な指導等を行っている。

さらに、人と自然の共生する沿岸域環境の保全・創造を目指す「せとうち環境創造ビジョン」に基づく取り組みを進めていくとともに、人や野生生物への影響が懸念されている外因性内分泌擾乱化学物質（環境ホルモン）問題への的確な対応を進めるため、引き続き水質等の環境調査を全県的に実施し、今後の対応策について検討していく。

第3 廃棄物の減量化と適正処理の推進

再生資源の積極的な利用等資源の循環的な利用を促進するための総合的な施策を計画的に実施するため、「資源循環利用促進計画」を平成8年度に策定し、これを推進してきたが、平成13年5月、持続可能な循環型社会の形成をめざして「ひょうご循環社会ビジョン」を策定した。こうした計画等に基づき、今後とも引き続き、生産、流通、

消費、廃棄、処理の各段階において、住民、事業者、行政が一体となって、廃棄物の減量化、再資源化対策を積極的に進め、実効ある総合的なリサイクルシステムの整備、充実を図っている。

また、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類による環境汚染が大きな社会問題となっており、本県においても、県下全域を対象の環境調査を実施するとともに、総合的、恒久的なダイオキシン類削減を図るため、ダイオキシン類対策検討委員会からの指導・助言を得て、平成9年12月に策定した「ダイオキシン類削減プログラム」や平成11年7月に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類削減対策を計画的に推進している。

このほか、大阪湾圏域で発生する廃棄物を長期的安定的に埋立処分するとともに、その埋め立て地を港湾施設に活用することを目的とした、大阪湾フェニックス事業について、県としても積極的に支援している。

第3節 豊かで多様な自然環境の保全

自然環境については、自然との共生の理念に基づき、兵庫県の有する豊かで多様な自然環境を県民が共有する貴重な財産として保全を図っていくとともに、県下における貴重な野生生物等の保全のための施策を推進しているところである。

第1 貴重性の高い自然の保全

県下の絶滅の危機にある野生生物等を保全し、自然環境の多様性を確保するため「環境の保全と創造に関する条例」に基づく「指定野生動植物種保存地域」等の指定を図るため 生息地における調査を行い、具体的な保護対策の検討を進めている。

また、平成7年3月に作成した「兵庫県版レッドデータブック」を、最新の知見や新たに県民等から寄せられた貴重に関する情報をもとに、見直し作業を行っている。

第2 野生生物との共生

人と生きものが共に生きる社会をめざし、多様な生物が生息できる空間（ビオトープ）を保全・創出するための取り組みの指針として、平成6年度に「兵庫ビオトープ・プラン」を策定した。

また、これに基づいて、県下の各地域の生態系等の特性に応じたビオトープの保全・創出のあり方を示す地域別ビオトープ地図プランを順次作成し、12年度末で全地域における策定を終えた。

今後は、その普及を行うとともに、各種事業への反映を

進めていく。

第4節 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造

社会の成熟による、余暇を求める人々の欲求や、環境に対する意識の向上に伴う自然とのふれあいへのニーズの高まりに対応するため、多様な緑やゆとりある空間の創出、自然とのふれあいの場の整備を図っているところである。

第1 豊かで多様な美しい環境の創造

緑に関する施策の長期的方向を示す総合計画として平成13年3月に策定した「さわやかみどり創造プラン」（平成13～22年度）に基づき、「確保を超えて創造へ」を推進コンセプトに、緑の“量に加え、質に配慮した緑の創造”をめざし、緑の量の創出や質の向上、県民の主体的参画による緑化の推進に関する取り組みを総合的に推進している。

平成13年度は、プランの具体化に向けた実施計画を策定するとともに、プランの内容の普及・啓発を幅広く行っている。

第2 自然とのふれあいの推進

環境省が提唱する長距離自然歩道の一環として、県内に近畿自然歩道のルートを整備し、本県の豊かな自然や優れた風景地を巡りながら、全国とつながる長距離自然歩道のネットワーク化を進めている。

また、自然とふれあう憩いの場を提供するため、国立公園、国定公園及び県立自然公園の計画的な整備を行っている。

第5節 地域からの地球環境保全の推進

地球温暖化など地球環境問題への対応については、「think globally act locally」のキーワードのとおり、地球規模で問題を考え、足元から行動を起こさなければ解決が困難であるため、県としては、地域レベルで積極的な取り組みを進めるための施策を展開している。

第1 地球温暖化防止対策の推進

平成9年12月に開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」の合意内容を踏まえて、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を平成12年7月に策定するとともに、同計画の実効性を高めるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」を指定する等、地球温暖化防止活動の推進や太陽光発電等のグリーンエネルギーの普

及促進等、各種の施策を実施している。

また、地域レベルでからのC D M（クリーン開発メカニズム）事業について、そのあり方を検討し、国際協力という観点からの地球温暖化防止についても検討していくこととしている。

第2 オゾン層保護対策の推進

「環境の保全と創造に関する条例」において、全国的にも初めてのフロン放出禁止を罰則を伴って規定し、フロンの排出を規制するとともに、すべての関係者がその役割に応じた取り組みを促進していくために設立された「兵庫県フロン回収・処理推進協議会」を中心とした回収・処理システムの効率的な運用を推進している。

第3 國際協力等の推進

県は、世界の閉鎖性海域の環境保全を図るため、平成2年に第1回世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス）を開催するとともに、平成6年に設立された国際エメックスセンター（平成12年4月より財団法人化）の活動を支援しているところである。

なお、平成13年（2001年）11月には神戸市・淡路島で第5回会議を開催した。

また、友好提携を結んでいる中国広東省との間で、平成5年から環境保全技術交流を実施しており、平成13年度からは、酸性雨の原因物質である二酸化窒素の測定技術及び水質測定技術に関する交流を重点的に実施している。

さらに、平成11年に設立されたアジア太平洋地球変動研究ネットワーク（A P N）センターや、平成13年6月に開設された財団法人地球環境戦略研究機関（I G E S）関西研究センターの活動を積極的に支援している。